

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う
利用者負担について
(答申)

八王子市子ども・子育て支援審議会
平成 26 年 11 月

1 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用者負担額について

(1) 概要

- 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設等の利用者負担額については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担額の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めるものである。
- 具体的には、「保育認定を受けた子どもの利用者負担額」（保育所部分・地域型保育事業含む）及び「教育認定を受けた子どもの利用者負担額」（幼稚園部分）を定めることとなる。
- 事業者を支払う施設型給付費（運営費補助）については、「公定価格－利用者負担額」とされており、特に現行の幼稚園においては、市が定める利用者負担額が、新制度に移行するかしないかの判断材料の一つとなる。
- また、利用者（保護者）においても利用申込みをする際の判断材料の一つとなるものであるため、事業者及び利用者（保護者）に対して事前に周知することで、新制度の施行に向けた円滑な移行を進め、子育てにやさしいまち八王子の実現に向けて邁進していただきたい。

(2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育所部分・地域型保育事業含む）

- ① 標準時間と短時間の2つの区分設定
- ② 認定こども園・地域型保育は直接徴収となる点を勘案し階層区分は単純化
- ③ 国基準の第3、4階層に対応する階層の負担軽減を拡充
- ④ 応能負担割合が低くなっている階層については一定程度の適正化
- ⑤ 国基準の第8階層に対応する上位階層の新設

●教育認定を受けた子どもの利用者負担額（幼稚園部分）

- ① 給食費を実費徴収している点に留意
- ② 低所得世帯に対する実費徴収に係る補足給付を実施

●共通

- ① 現行の利用者負担額の水準を基本
- ② 両者のバランスを考慮

2 学童保育所に係る利用者負担額について

(1) 審議経過

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の対象年齢が、小学校6年生まで拡大されることとなった。また、国が定める基準を踏まえ、市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとされ、事業の事前届出制度が創設された。
- 本市の現状に目を向けてみると、全ての小学校区に公設学童保育所の設置や延長保育の実施、入所要件の拡充など保育の質の維持、向上を図ってきたところである。
- 近年、入所申込者数の増加に伴い待機児童数は年々増加しており、新たな施設の整備や放課後子ども教室をはじめとした他の健全育成事業との連携を図りつつ総合的な放課後児童対策に取り組むことが求められている。
- 本審議会の事業部会では、このような現状を踏まえて、本市の学童保育所の利用者負担について、調査審議を重ねてきたところである。
- 国が示している経費の負担割合に基づく学童保育所の利用者負担額では、児童1人当たりの月額費用は、毎年ほぼ同額程度で推移している。また、他市比較においては、多摩26市のうちほぼ中位に位置している。
- 新制度移行後（27年度以降）は職員配置基準の変更による職員増が見込まれ、運営費（指定管理料）の人件費分が増額となる見込みである。また、国や都からの財政支援が明確にされていない現段階の見込みであるが、新制度移行後の児童1人当たりの月額費用は、増加することも予想される。
- 子育てにやさしいまち八王子を実現するために、他市と比較したサービスの充実度合いなども踏まえて、次のとおり中間答申とする。

(2) 利用者負担額の考え方

利用者負担額の設定については、次の視点に基づき定めていただきたい。

●学童保育所保育料

- ① 受益者負担の観点から保育料の引き上げも含めた検討
- ② 子育て世帯への負担軽減に配慮（応能負担の考え方を含めた検討）

●学童保育所保育料の減免

- ① 応能負担の考え方を取り入れた減額及び免除の検討

●多子軽減・ひとり親家庭

- ① 子育て世帯への負担軽減のため、多子軽減の拡充検討
- ② ひとり親家庭に対する配慮